

事務連絡
平成23年6月27日

岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
埼玉県
千葉県
新潟県
長野県

} 水道行政担当部（局）御中

厚生労働省健康局水道課

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領の取扱いについて

平成23年6月23日財計第1842号の「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領」について、別紙のとおり取扱うこととしたので、貴管下水道事業者等に対しこの旨周知されたく通知する。

事務連絡監査第 154 号
平成 23 年 6 月 27 日

厚生労働省健康局水道課長 殿

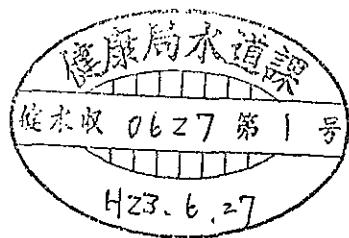
財務省主計局主計監査官

半 田

充

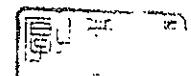
東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費
調査要領の取扱いについて

平成 23 年 6 月 23 日付健水発 0623 第 3 号で協議のあった標記のこと
については、異存がない。



健水発0623第3号
平成23年6月23日

財務省主計局主計監査官 殿



厚生労働省健康局水道課長

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費
調査要領の取扱いについて（協議）

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業の調査については、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領（平成23年6月23日付財計第1842号）により行うこととしているが、東日本大震災による甚大な被害の発生状況にかんがみ、災害調査業務の迅速な処理を図るため、別紙のとおり取扱うこととしたいたいので、協議します。

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費 調査要領の取扱いについて

第1 趣旨

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費調査要領(平成23年6月23日付財計第1842号)（以下、調査要領という。）の取扱いについては、下記によるものとする。

第2 調査の方法

円滑な水道事業を行うため、緊急かつ迅速に復旧しなければならない部分があり、やむを得ず申請を分割せざるを得ない事情がある場合は、分割して申請することができる。ただし、分割申請が必要な場合は、別途相談すること。

第3 給水装置の復旧費算出基準

「調査要領」第六(四)に定める、配水管から分岐して最初の止水栓までの給水の施設が被災した場合の復旧費の算出については、別紙「給水装置の復旧単価について」の被災の程度による類型及び口径ごとに設定する復旧単価を用いて算出することができる。

復旧単価は、事業体ごとに、被災現地の状況を勘案した適正な復旧単価を調査のうえ設定するものとし、設定した復旧単価を適用する場合には、復旧単価の算出根拠を整理し、事前に厚生労働省の確認を受けること。

第4 調査前施工工事の取扱い

「調査要領」第十一にいう「被災写真等により被災事実を確認できるもの」には、例えば、現場毎に工事の施工日、工事場所、工事内容を整理した工事日報等の記録及び工事を行った場所（地区）の主な箇所の被災写真が該当する。

第5 応急復旧時の代替資材の取扱い

応急復旧において、被災により資材が不足し復旧に必要な資材を調達することが困難な場合においては、必要最小限度に限り代替の資材を使用することができる。

第6 査定設計書の簡素化

配水管路の応急復旧に係る査定設計書に添付する図面、数量計算書、写真については、応急復旧工事の精算書等に添付された図面、数量計算書、工事写真帳を代替として用いることができる。

(別紙)

給水装置の復旧単価について

給水装置の被災の程度による類型及び口径は、以下のとおりとする。

類型	口径① (ϕ 13~25mm)	口径② (ϕ 30~50mm)
A. サドル分水栓の継ぎ手の破損、抜け		
B. 給水管の破損、継ぎ手の抜け		
C. 止水栓からの漏れ、継ぎ手の破損、抜け		
D. 上記ABCの内2箇所復旧		
E. 上記ABC全ての復旧		

【参考図】給水装置の主要な復旧箇所

